

高齢期にある知的障害者の実数と生活課題にかかる一考察

—高齢知的障害者実態調査を通じて—

○ 関西福祉大学 谷口 泰司 (5575)

障害者福祉、高齢障害者、知的障害者

1. 研究目的

本研究は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が、平成 25～27 年度において行う研究「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」(厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業)の分担研究として実施した高齢知的障害者実態調査に基づくものである。

当該調査及び研究は、知的障害者のうち高齢期にある者（以下「高齢知的障害者」という。）について、その実数を把握するとともに、高齢知的障害者の置かれた状況及び生活課題を把握することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

- ・ 本研究は、従来の厚生労働省調査の課題をふまえ、特定地域（後述）及び施設で生活する 65 歳以上の高齢者に対し悉皆調査を行うことで、未把握の高齢知的障害者の有無、生活課題の所在を探るものである。

調査対象の基礎自治体は、地域特性をふまえ都市部（人口 50 万人）の A 市及び郊外の自治体（人口 5 万人）の B 市であり、在宅－施設間の異動の影響を最小限に抑えるために、基準日を設定し当該基準日における地域・施設の高齢者を悉皆で調査している。

- ・ 在宅では、高齢者人口が 1,000 人程度となる特定地域を無作為抽出し、当該特定地域に居住する高齢者を悉皆調査し、最終的な知的障害の有無については地域包括支援センター及び基幹相談支援センターの複数の職員による面接の上、確認を行っている。
- ・ 施設では、介護保険施設・養護老人ホーム・救護施設・障害者支援施設に調査票を郵送し、施設従事者の記入結果をもとに判定を行っている（B 市においては上記施設入所者の全数、A 市においては介護保険施設入所者が 2,000 名を超えることから無作為抽出、介護保険施設以外は全数を調査）。

調査結果をもとに、各市内（住所地特例による他都市入所者を含む。）の高齢知的障害者数を推計し、各市内高齢者人口に占める高齢知的障害者の比率を算定している。

また、生活課題については、A 市における特定地域悉皆調査及び施設入所者調査をもとに、知的障害の有無と生活課題の有無を比較検証している。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて研究を行い、基礎データのうち居所・施設名称・氏名等は基礎自治体のみが把握し、基礎自治体においてイニシャル化された調査票を入力し検証している。

4. 研究結果

- 今回の A 市及び B 市の高齢知的障害者実態調査結果では、各市高齢者人口に占める高齢知的障害者の比率は 0.64% (A 市 0.63%・B 市 0.67%) となり、厚生労働省推計 0.23% の約 3 倍 (2.8 倍) に上る。この結果からわが国の高齢者人口 2,975 万人に当該比率を乗じると 19.0 万人となり、12.3 万人が未把握の状態となる。 (人・%)

在宅高齢者調査		施設入所者調査		(①+②) 該当者計	③推計数	④高齢者数	(③/④) 比率
調査対象	①該当者	調査対象	②該当者				
1,364	7	1,235	89	96	718	112,620	0.638%

※ ③推計数は、在宅該当者①・施設該当者②の調査対象者比率をもとに、それぞれ在宅高齢者総数・施設高齢者総数に応じて推計し合計したもの

※ 厚生労働省推計 0.23%については、「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査」及び「社会福祉施設等調査」に基づく知的障害者 74.1 万人のうち 65 歳以上の者は 6.7 万人 (9%) を同年の総務省による高齢者人口 2,975 万人で除した比率

- 知的障害のない高齢者の施設入所に比べ高齢知的障害者の施設入所はいずれも高い比率となっている (特養 5.5 倍・老健 7.7 倍・療養病床 6.9 倍・養護 5.1 倍)。
- 生活課題にかかる調査 10 項目中、①家族関係では知的障害が疑われる者の 48%、②近隣との交流では知的障害が疑われる者の 72%に課題がある状況であり、いずれも知的障害のない高齢者に比べ著しく高い結果となっている。

5. 考察

- 厚生労働省の推計結果と実数に乖離がある要因として、まず在宅調査については現実的に悉皆調査を行いうる環境になく、結果として療育手帳所持者を中心とした調査にとどまること、施設調査については障害者支援施設以外に障害種別を特定した調査が行われていないことから、未把握部分を抱えた推計であることによる。また、この乖離が高齢期に大きくでる要因としては、これら高齢知的障害者が制度成熟過程の影響 (療育手帳制度は 1973 年創設、2014 年時点で 59 歳以上の者にとって手帳制度は 18 歳到達以降に開始されたもの) に加え、当時の障害に対する意識等が影響していると考えられる。
- 結果として、(手帳を必須要件としないものの現実的には) 手帳所持者以外の者は福祉等へのアクセスがなく、また相当数が家族及び地域で孤立や課題を抱えていることが推測される。加えてこれら高齢知的障害者の家族構成が親または兄弟姉妹との同居が多いことから世帯全体での高齢化という課題も抱えているなど、障害者法制のみでの対応に限界があることが示唆される。